

第2次ましきっ子読書プラン

益城町子ども読書活動推進計画



平成31年4月
益城町教育委員会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 第1次計画の取組の状況.....	2
1 第1次計画の基本方針と取組	
2 アンケート調査について.....	4
3 今後の課題.....	7
第3章 基本方針.....	8
1 第2次計画における基本方針	
2 計画の対象	
3 計画の期間	
4 具体的な取組.....	9
第4章 平成35年度末（2023年度末）において期待される目標値.....	14

附録資料集

- ・ 交流情報センター 利用統計
- ・ 益城町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項
- ・ 文部科学省による全国アンケート調査について
- ・ 子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準
- ・ アンケート調査結果まとめ

第1章 計画策定にあたって

子どもの読書活動は、言葉を学び創造力を豊かなものにし、感性の醸成を培い内面の成長に大きく影響を与える、非常に大切な活動です。平成13年に国が施行した「子ども読書活動の推進に関する法律」では、読書についての基本理念が謳われ、読書活動は社会全体での推進が必要であるとされていました。

しかし近年、テレビやインターネット、スマートフォン等の様々な情報機器の普及により、誰でも簡単に知識を得ることが出来る状況にあり、子どもの読書離れは増えていくことが懸念されています。

そういった状況を踏まえ、国は子ども読書活動の推進の指針となる「子ども読書活動の推進に関する基本計画(第1次基本計画)」を平成14年8月に策定しました。以降、平成20年3月に第2次基本計画、平成25年5月に第3次基本計画、平成30年4月に第4次基本計画を策定しました。また図書館法の一部改正(平成20年)を反映した「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正(平成24年)や、「学校司書」についての規定を加える学校図書館法の一部改正(平成26年)を行うなど、子どもの読書活動を支える法制度の整備も進み、国を挙げて子どもの読書活動が推進されています。

本町では子ども読書活動推進を目的として、平成24年度から平成28年度を計画期間とした「ましきっ子読書プラン(益城町 子ども読書活動の推進に関する基本計画)」(以下第1次計画)を策定しました。平成29年度から次計画を策定し公開予定でありましたが、熊本地震の影響により策定が遅れた為、今回平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)を計画期間とした「第2次ましきっ子読書プラン」(以下第2次計画)を策定しました。なお、前計画からの空白の期間については、第1次計画に則り読書活動の推進をしております。



第2章 第1次計画の取組の状況

1 第1次計画の基本方針と取組

平成24年度に策定された第1次計画では、以下3つの基本方針に基づき計画を策定し、現在まで行った読書推進活動についての主な取組は以下のとおりです。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが自ら読書に親しみ進んで読書習慣を身につけるためには、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。そのため、幼・保育所等、小・中学校、各家庭、町図書館がそれぞれ本来の役割を果たしながら、子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供を行いました。

(家庭での取組)

- ・ノーゲーム・ノーテレビ・ノースマホチャレンジデーの推進
- ・幼・保、小・中連携事業を通じた家読（うちどく）の推進

(町図書館での取組)

- ・ブックスタート事業（※¹）
- ・図書館内で定期的なお話会の実施
- ・図書館発行の情報誌による、お勧め本等の定期的な情報発信
- ・図書館見学や職場体験の積極的受け入れ
- ・SNSを活用した広報活動



※¹ ブックスタート事業

町内の全ての乳児の4ヶ月健診時に、絵本2冊を無償提供し、初めて絵本に触れる体験をしてもらう事業。

(幼・保育所等、小・中学校での取組)

- ・保育時間中での読み聞かせの積極的な実施
- ・保護者への読書活動の啓発

(2) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、読書の出来る環境作りが必要です。その為、乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように子どもが興味を持ちやすい本を身近に揃え、学校図書室・町図書館を始め、様々な場所での蔵書

の充実や読書環境の整備を行いました。

(町図書館での取組)

- ・絵本コーナーの展示の工夫や絵本の充実
- ・お話ボランティアと連携した、絵本の読み聞かせやイベントの実施

(幼・保育所等、小・中学校の取組)

- ・配本事業(※²)
- ・朝読書の時間の活用

※² 配本事業

図書館の蔵書から司書が選定し、学校図書室や幼・保育所等へ定期的に本の貸出配達を行うこと。本町では平成30年度時点で、町立の幼・保育所等、地域型保育園・認可型保育園に2カ月に1度、小学校へ1学期に1度行っています。

(3) 子どもの読書活動に関する普及・啓発

子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身につけていく上で、教職員や保護者などの身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことも重要です。そのため、町民の方に広報・啓発を行うとともに、幼・保育所等、小・中学校、各家庭、町図書館などの関係機関と連携して、子ども読書活動の推進に努めました。

(家庭での取組)

- ・家読(うちどく)の推進

(町図書館での取組)

- ・町の広報誌や図書館発行の情報誌による啓発活動
- ・ホームページによる最新の情報提供
- ・子ども読書祭り等イベントの実施

(学校、幼・保育所等での取組)

- ・保護者を対象とした読書の啓発活動
- ・お話ボランティアを活用した読み聞かせ会の実施

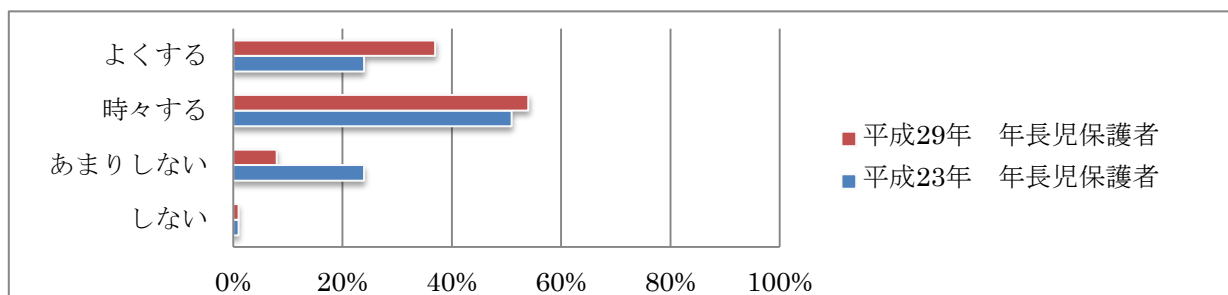
2 アンケート調査について

第2次計画の策定にあたって、平成29年3月に、子どもの読書活動についてアンケートを行いました。以下にアンケート結果の一部と、平成29年に行われた熊本県でのアンケート結果を表記します。

(実施日 平成29年3月)

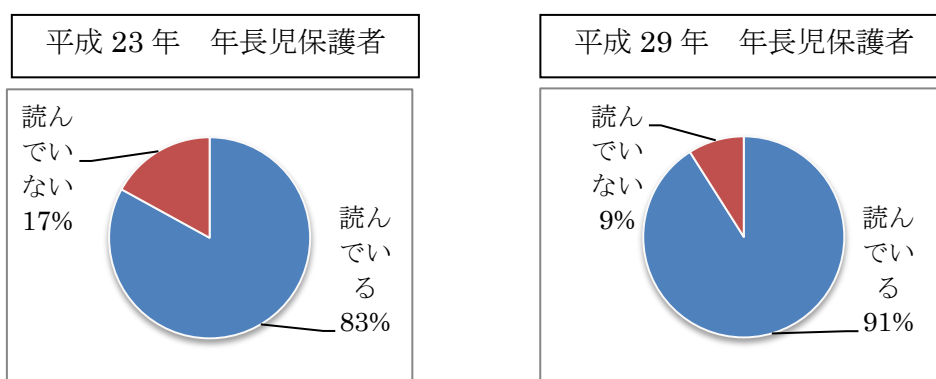
アンケート対象者	対象人数	回答者	回答率
益城町の幼・保育所等に通う年長児の保護者	318人	237人	74.5%
益城町立小学校の5年生	345人	339人	98.3%
益城町立中学校の2年生	318人	281人	88.4%
益城町立小中学校の教職員	131人	129人	98.5%

『あなたの家庭ではお子さんに読み聞かせをしていますか？』



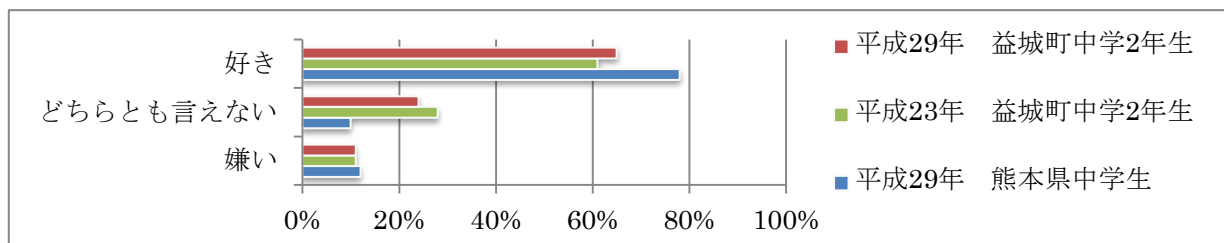
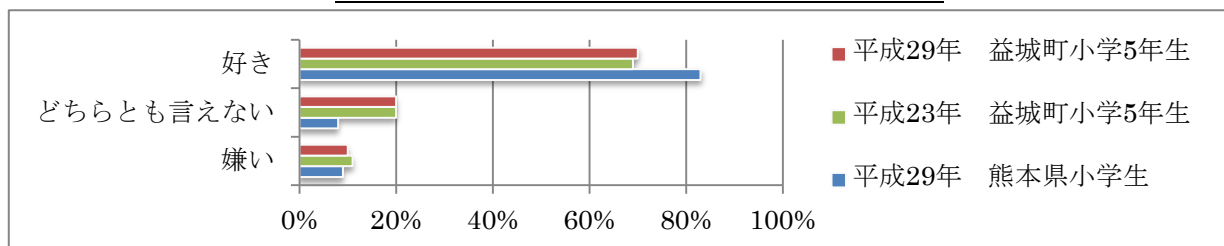
平成23年と比較して、家庭で読み聞かせを行う世帯は増加傾向にあり、また読み聞かせを行う頻度も増加していました。

『お子さんは自分で本を読みますか』



幼・保育所の年長児が自分で本を読む比率は平成23年より8%増加しており、小さな子どもの自主的な読書活動は活発化している傾向にありました。

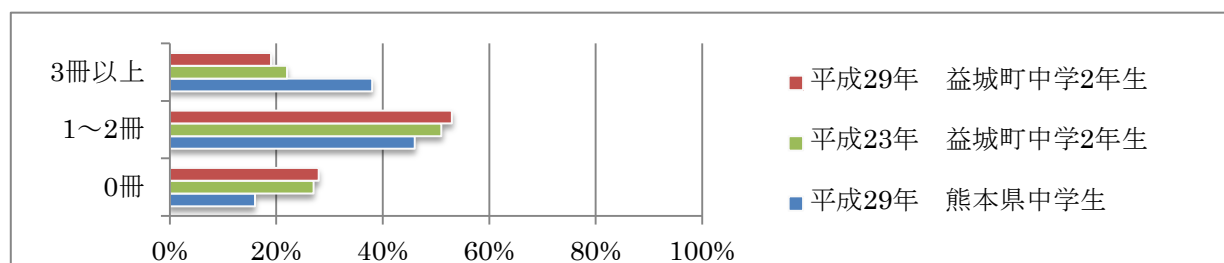
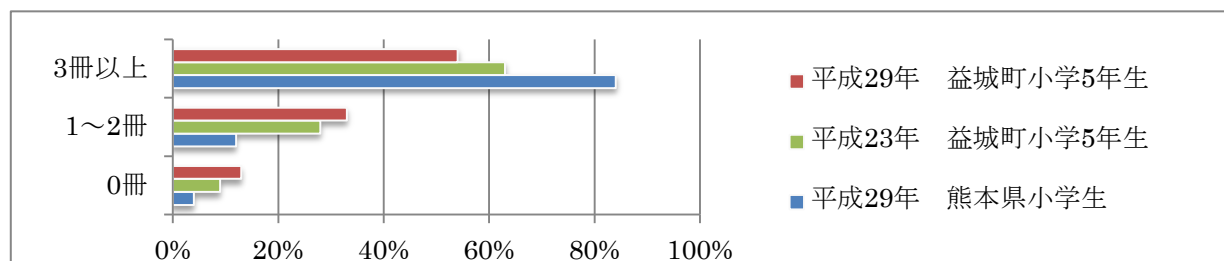
『あなたは本を読むことは好きですか？』



(「どちらかと言えば好き・嫌い」はそれぞれ「好き・嫌い」へ合算)

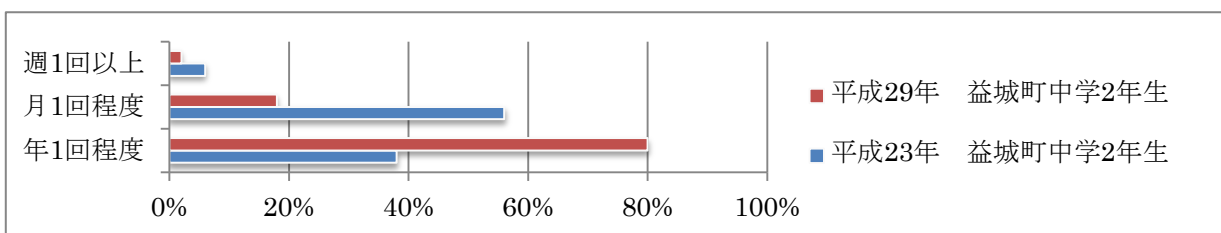
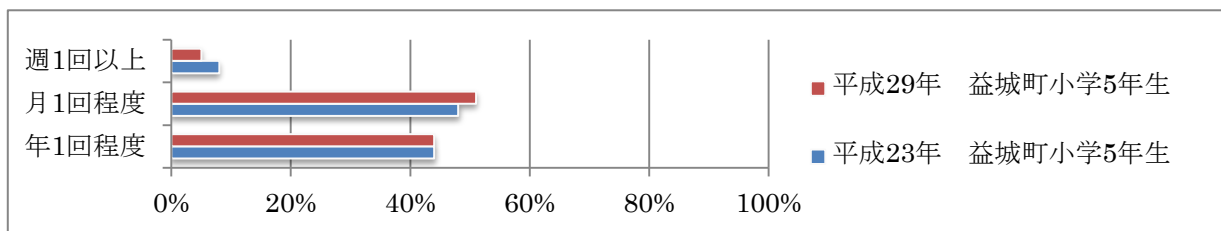
「本を読むことは好きですか」というアンケートに対して、「読書が好き・どちらかと言えば好き」と答えた益城町の小・中学生の割合は増加傾向にありました。しかし平成29年の熊本県全体の小・中学生と比較した際、どちらも県の平均を下回る結果でした。

『あなたは1ヶ月（H29年2月中）で何冊の本を読みましたか？』



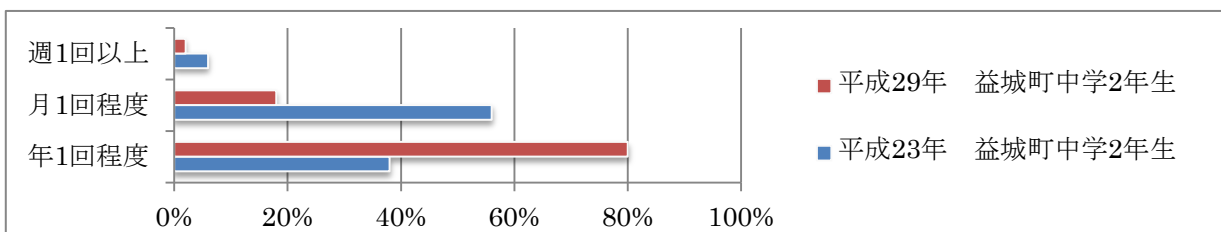
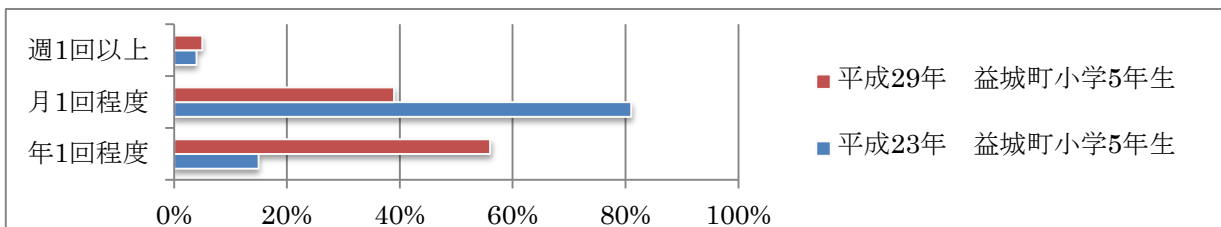
また、1か月の読書量についてのアンケートでは、平成29年では「0冊」と答えた子どもの割合は増加傾向にあり、「3冊以上」本を読んでいる割合は減少傾向にありました。本町の子どもの読書量は熊本県と比較して少なく、読書離れが進んでいることがわかります。

『学校図書室をどのくらいの頻度で利用していますか』



学校図書室の利用頻度について、小学生は平成23年とほとんど変わらず低い水準で横ばいとなっており、中学生は年に1回程度の利用者が大幅に増加していました。本町での学校図書室の利用率は極めて低い状況にあります。

『益城町図書館をどのくらいの頻度で利用していますか』



また、益城町図書館の利用についても、小・中学生ともに利用頻度は減少傾向にありました。

3 今後の課題

平成29年のアンケート調査から、子どもの読書活動に係る大きな課題として、以下の3つが明確となりました。

(1) 小学生以上の子どもの不読率が高く、読書量も少ない

子どもの不読率の高さと読書量が少ないことについて、第1次計画で課題に挙げて解消に取り組みました。しかし、平成23年度から依然として不読率は増加傾向にあり、また読書量は減少傾向にあり、熊本県全体と比較しても読書離れが進んでいることが分かりました。

(2) 読書を好きな子どもが少ない

子どもの読書量を増やすためには、読書を行わない要因の1つである、読書が嫌いといった苦手意識の改善が必要です。平成23年度から第1次計画に沿って読書活動の推進を行い、読書が好きと答えた割合は若干数増加しましたが、熊本県全体と比較した際、非常に少ないものでした。

(3) 学校図書室・町図書館の利用が少ない

学校図書室について、町内のほとんどの子どもは月に1回程度しか利用しておらず、また町の図書館の利用も極めて少ない状況でした。理由としては読みたい本が無いことや読書が嫌いであるというが多くありました。



第3章 基本方針

1 第2次計画における基本方針

第1次計画では、3つの基本方針をもとに読書活動の推進に取り組んできました。第1次計画の施策の進捗状況を踏まえて、第2次計画では子どもの成長段階に合わせた以下の3つを基本方針として、子どもの読書活動の推進を図ります。

子どもの成長段階

乳幼児期（0歳～5歳）

乳幼児期は、認知や情緒を発達させ人格を形成していく重要な時期であり、絵本の読み聞かせにより、認知や情緒の発達を促すことが大切です。

学童期（6歳～12歳）

学童期は、多様な知識・経験や社会性を蓄積していく時期であり、自主的な読書活動により積極的に知識を醸成していくことが大切です。

思春期（13歳～18歳）

思春期は、社会規範や知識・能力を習得し、自立する為の前準備を行う時期であり、読書による知識の醸成だけでなく、精神面を養うことも大切です。

基本方針

（1）乳幼児期・乳幼児からの定期的な読書習慣の形成

子どもの自主的な読書活動は、乳幼児期から絵本の読み聞かせ等により本に触れた程多くなる傾向にあります。（附録資料 文部科学省による全国アンケート調査について 参照）そのため、子どもの将来的な読書量を増やすには乳幼児のころからの定期的な読書習慣を形成しておくことがとても重要です。

今後は読書活動の第一歩であるブックスタート事業を中心に、各家庭で当たり前で読書を行う環境作りの支援を行います。また発達段階に応じた読書を推進し、更なる読書活動の活発化を図ります。

（2）学童期・子どもの自主的な読書活動の支援

小学校や各家庭は、学童期の子どもの主体的・意欲的な読書習慣を培う場として重要な役割を持つため、読書をしやすい環境の整備が必要です。

今後は町図書館が中心となり、子どもが興味を持ちやすい本の積極的な紹介や家

読の推進など、読書環境の整備の支援を行っていく方針です。

(3) 思春期・本町図書館を含めた関連施設の整備、支援

学校図書室は思春期の子どもの生活環境に密着しており、最も利用しやすい読書環境の整った施設です。読書を行うだけでなく、調べ学習等で目的に沿った資料収集能力の養成や、友人との憩いの場として活用され精神面の醸成にも優秀な施設です。

今後は関連施設も含め、子どもの利用頻度を増やすために図書館司書や関係職員と連携し、選書やレイアウト構築、書籍の充実等の読書環境の整備・支援を積極的に行っていく方針です。

2 計画の対象となる子どもの年齢

本町在住の0歳からおおむね18歳までとします。

3 計画の期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

4 具体的な取組

基本方針に沿い、本計画で行う具体的な取組を以下のものとします。

町図書館で行う取組

平成21年に開館当時から、目指すべき図書館像の一つとして掲げています『親子ふれあい図書館』を目標に、親と子が図書館を通じて触れ合えるような雰囲気作りや各種催し毎の実施、蔵書の充実やコーナー作成を心掛けています。

今後は家庭・地域・学校等の全ての読書活動の拠点として重要な役割を持つ図書館を中心に、課題の解消を心がけながら本町民の読書活動を活性化させるため、以下の取組を行います。

《主に乳幼児期を対象とした取組》

(1) ブックスタート事業の充実

ブックスタート事業は読書活動の第一歩となる、とても重要な事業です。そのため、手法や提供する絵本の選書や他自治体を参考にする等、館内で協議を行いよりよい事業となるよう努力をしていきます。



(2) 絵本の読み聞かせ・お話会の定期的な実施

定期的な絵本の読み聞かせやお話会を第1次計画より引き続き行っていきます。その中で、家庭で読み聞かせしやすい本の紹介や、家読の推進を行います。また、お話会のスタンプカードを作成し、継続して参加しやすい環境づくりを行います。



お話会の様子



お話し会スタンプカード

《主に学童期を対象とした取組》

(1) 学校図書室や幼・保育所等への更なる支援

現在は配本事業により、各団体の資料充実の支援を行っています。今後は、関係部署や学校図書担当の先生方と連携し、子どもたちがより学校図書室を利用しやすい魅力的な書架作り等の支援を行います。

(2) ボランティアと連携した読書活動の推進

益城町で活動するボランティア団体と連携したお話会やイベントの実施、幼・保育所等や学校等の関連施設への支援を行い、より地域ぐるみで読書推進活動を行います。

今後はボランティア団体との情報交換を密に行い、新たなボランティア団体の紹介や育成により、連携した事業の拡充を図ります。



ボランティアによるお話会



ボランティアによる交流会

(3) 図書館見学や職場体験の積極的な受け入れ

幼・保育所等の園児や小学生の図書館見学、中学生以上の職場体験の積極的な受け入れを行い、読書の楽しさを知るきっかけ作りに積極的に取り組んでいきます。



中学生の職場体験



小学生の見学会

《主に思春期を対象とした取組》

(1) ホームページの情報強化

交流情報センターホームページに施設の案内だけではなく、多様な世代へ向けた本の紹介やイベント事の案内等を行います。またホームページに記載してほしい情報の公募により、出来る限りニーズに合わせた情報発信力の強化に努めます。



ミナテラスHP①



ミナテラスHP②

(2) 時節に合わせた書架作り

季節やイベントの話題の本及び作家等の常にニーズのある書架作りを行い、最新の情報の発信に努めます。



バレンタイン特集



進学情報特集

(3) ユニバーサルデザインを取り入れた図書館作り

全ての方が不便なく利用が出来るように、点字や大活字を用いた蔵書の充実やコミュニケーションボードの作成等に取り組んでいきます。また、音声ソフトの貸出しなど、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れます。



大活字を用いた本の書棚



点字を用いた本の書棚

学校等関係機関との連携した取組

勉強により自主的・主体的に学ぶ力を身に付けることはとても大切なことであり、学校の授業の一環である調べ学習では、目的をもって本を活用することで自ら学び考える力を育て、得た知識を自分なりに表現する力を身につける事が出来ます。

学校は読書活動を通じて子どもが読書に親しむ態度を育み、単に娯楽としての読書習慣を形成してだけでなく、知識の醸成に活用することも学ぶ役割を担っています。

今後は児童生徒の読書に対する意識の改善や生活スタイルに合わせた読書習慣の形成を中心に、以下の取組を行います。

《主に学童期・思春期を対象とした取組》

(1) 蔵書の充実

学校図書担当者や学級の担任と連携し、授業スケジュールに合わせた蔵書の確保に努めます。学級担任等には調べ学習用の資料や、児童生徒に人気のある本を、団体貸出しを行っています。また配本事業により学校図書室や学級文庫の蔵書を充実させ、読書活動の推進を図ります。



(2) 学校向け情報誌の充実

町図書館で小中学校児童生徒を対象として、お勧めする本やイベント事の紹介等を記載した情報誌を発行し、各学級や図書室へ掲示をしていきます。そのために内容や掲示方法を検討し、より多くの児童生徒に情報が発信できるように努めます。

(3) 読書時間に合わせた本の提供

アンケート調査より本を読まない理由で「時間が無い」と回答している子どもが多かったです。各小中学校では、朝の読書時間とは別に、授業の合間の短時間にも読書をする傾向があり、短時間でも読みやすいような本の提供を配本事業でも行っていきます。

(4) ドリーム益城っ子事業（※³）を通じた連携強化

平成22年度から実施している「ドリーム益城っ子事業」と町図書館との連携を強化し、学校図書室の選書やレイアウト、レファレンス等の図書関連業務の充実を図ります。

※³ ドリーム益城っ子事業

補助教員を各小・中学校に1名配置し、学年を問わず補助を必要とする学級の学習指導や司書業務の補助等を行う事業。

各家庭へ向けた取組

文部科学省による全国アンケート調査により、家庭による読書推進活動は子どもの読書量や読書への意識に大きく影響を与える事が分かっています。(附録資料・文部科学省による全国アンケート調査について 参照)

今後は家読の推進や親子で参加できるイベント事を計画し、子どもの読書量の増加を目指し、以下の取組を行います。

《主に乳幼児期・学童期を対象とした取組》

(1) 家読（うちどく）の推進

益城町幼・保、小、中連携協議会で取組まれている、「ノーテレビ・ノーゲームデー・ノースマホチャレンジ」の支援を行っています。そのために、読み聞かせに適した絵本や保護者の方へ向けたお勧め本等のコーナーを設け、親子での読書活動を推進します。今後は、家庭で本を読む時間の創出を関係部署と連携して推進し、読書が身近にある生活習慣作りの推進を検討していきます。

(2) 発達段階に合わせた読書活動の推進

子どもの読書活動を支援するには、子どもが読書に興味を持つことが重要です。子どもの成長に合わせた本の読み聞かせや読書をさせることにより、本の楽しさを実感させ、将来的な読書活動の活発化を図ります。

(3) 親子で参加の出来るイベントの実施

町図書館では、子どもたちに読書の楽しみを知ってもらうために定期的にイベントを実施します。保護者の方で図書館には来館したことが無い方も多く、今後は来館するきっかけを作るために、チラシの配布やフェイスブック、ホームページを活用した広報活動を積極的に行っていきます。



熊本高専生徒による
ワークショップイベント



ボードゲーム会

第4章 平成35年度末（2023年度末）に期待される目標値

第1次計画策定時に定めていた子ども読書活動の計画と達成状況、また平成35年度末（2023年度末）の目標値は以下のとおりです。第1次計画での目標値は平成28年の数値としていましたが、熊本地震の影響により調査が遅れたため、平成29年の数値と比較しています。

（1） 家庭での読み聞かせ実施率

目標値を6%超えて達成しています。今後は更に実施率の向上を目指します。

平成23年	平成29年	目標値	状況	平成35年(2023年)
75%	91%	85%	達成	95%

（2） 児童生徒の1か月の読書冊数

益城町小中学生の合算した読書冊数は平成23年より減少し、目標値を大きく下回る結果となりました。今後は減少した原因究明に努め、目標値は継続とし、達成が出来るよう学校や施設等と相互に協力していきます。

項目	平成23年	平成29年	目標値	状況	平成35年(2023年)
1冊以上	82.2%	72%	90%	減少傾向	90%
3冊以上	43.3%	35.6%	55%	減少傾向	55%

（3） 1校当たりの蔵書冊数の平均

蔵書の冊数は小学校では未達だが増加傾向にあり、中学校ではほとんど横ばいの状況でした。今後は小学校の目標値は継続とし、中学校の目標値は更なる蔵書の充実を図るよう12,000冊とし、目標達成を目指していきます。

項目	平成23年	平成29年	目標値	状況	平成35年(2023年)
小学校	6,686冊	7,307冊	9,000冊	未達だが増加傾向	9,000冊
中学校	10,530冊	10,149冊	11,000冊	減少傾向	12,000冊

(4) 学校図書館図書標準(※⁴・※⁵)を達成した学校の割合

学校図書館図書標準は、小学校では1校を除き達成し、中学校は2校とも目標値に達しませんでした。今後は目標達成率100%を目指していきます。

項目	平成23年	平成29年	目標値	状況	平成35年(2023年)
小学校	20%(1校)	80%(4校)	50%	達成	100%
中学校	0%	0%	50%	横ばい	100%

(小学校数=5校、中学校数=2校)

※⁴ 学校図書館図書標準

文部科学省により、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められています。

小学校

学級数	蔵書冊数(冊)
1	2,400
2	3,000
3~6	$3,000+520 \times (\text{学級数}-2)$
7~12	$5,080+480 \times (\text{学級数}-6)$
13~18	$7,960+400 \times (\text{学級数}-12)$
19~30	$10,360+200 \times (\text{学級数}-18)$
31~	$12,760+120 \times (\text{学級数}-30)$

中学校

学級数	蔵書冊数(冊)
1~2	4,800
3~6	$4,800+640 \times (\text{学級数}-2)$
7~12	$7,360+560 \times (\text{学級数}-6)$
13~18	$10,720+480 \times (\text{学級数}-12)$
19~30	$13,600+320 \times (\text{学級数}-18)$
31~	$17,440+160 \times (\text{学級数}-30)$

(出典：文部科学省 学校図書館関係法令・通知等 学校図書館図書標準より)

※⁵ 飯野小学校・津森小学校は1クラスの人数が少ないため、学校図書館図書標準より飯野小学校を0.7倍、津森小学校を0.5倍としています。



附錄資料集

交流情報センターミナテラス 統計情報

以下の数値は平成29年度末の数値です

1 蔵書冊数

141,184冊

内訳

一般向け			
一般書	郷土資料	参考資料	小計
95,378冊	1,147冊	970冊	97,495冊
児童向け			
児童書	紙芝居	絵本	小計
27,421冊	340冊	15,928冊	43,689冊

2 年間貸出冊数

164,886冊 (配本事業・団体貸出含む)

3 年間図書館利用者数

33,453人

4 益城町図書館利用登録者数

14,128人 (内 年内利用者数 4,270人)

5 職員数

兼任職員 4人

非常勤職員 11人 (内 司書業務担当 9人、事務補助担当 2人)

○益城町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項

平成 29 年 11 月 24 日教育委員会告示第 6 号

益城町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項

益城町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項（平成 23 年益城町教育委員会告示第 1 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、益城町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、益城町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 推進計画の策定に関すること。
- （2） その他必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にあるものをもって組織する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、推進計画の策定が終了するときまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(補助組織)

第7条 委員会の補助組織として、資料の収集、現状分析、原案の作成等に当たらせるため、プロジェクトチームを置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

別表 (第3条関係)

職名
益城町図書館協議会委員
生涯学習課長
学校教育課長
こども未来課長
健康づくり推進課長

文部科学省による全国アンケート調査について

文部科学省により子どもの読書活動を推進するため、全国アンケート調査が平成17年に行われました。(総回答数2,232件)

アンケート結果によると、「読書が好き」・「どちらかと言えば好き」と回答した子どもの家庭では、読書活動を推進する各項目を実施されている割合が多くありました。特に「家に本をたくさん置く」・「図書館に連れて行く」等の本に触れる機会が多い方が、読書を好きになりやすい傾向にあることがわかりました。

子どもの読書活動を推進するための実施項目	実施の有無	内、読書が好きと答えた人の割合	割合の差
家に本をたくさん置いていますか	している	89.9	5.9
	していない	84.0	
図書館へお子さんを連れていくものか	している	88.5	5.0
	していない	83.5	
お子さんへ本についてのお話はされますか	している	87.7	3.8
	していない	83.9	
読書会や読み聞かせの会等に参加されますか	している	88.8	3.5
	していない	85.3	
自分(保護者)が本を読んでいる姿を見せていますか	している	88.0	3.2
	していない	84.8	
お子さんに本を買い与えますか	している	85.8	0.3
	していない	85.5	

(出典：文部科学省 親と子の読書活動等に関する調査第 3 章 4 保護者の支援が子どもの読書活動へ及ぼす影響 (1) 本を読むことについて (児童・生徒調査：問3) より)

また、次表より保護者が読み聞かせをしていた時期と、児童・生徒が1か月の間に読んだ本の数の関係を見ると、読み聞かせをしている期間の長い児童・生徒の割合は1か月の間に読んだ本の冊数が比較的多くなるという傾向が見られました。

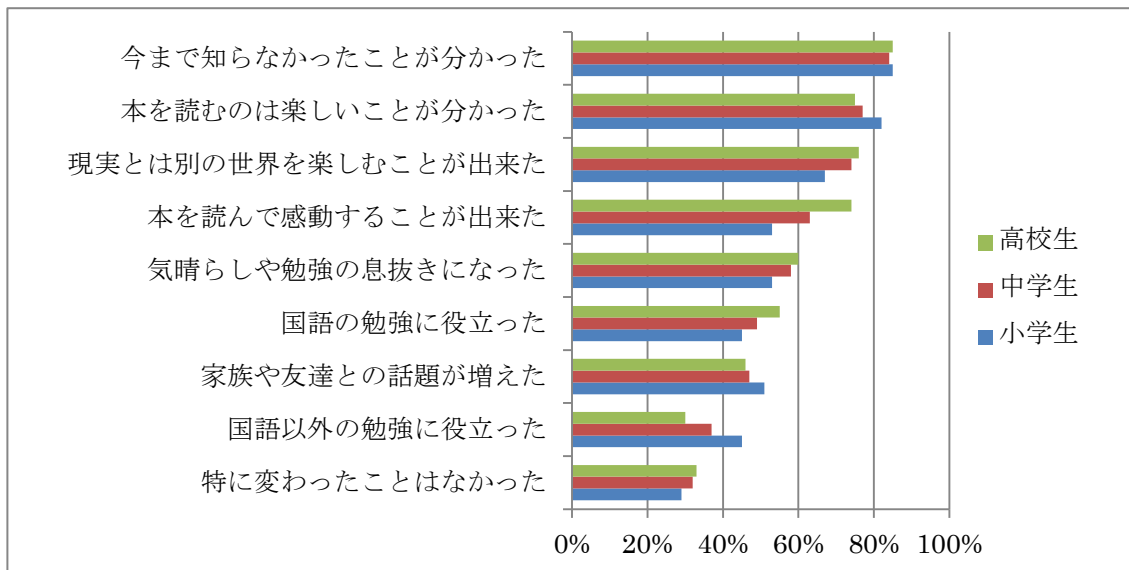
読み聞かせをしていた期間と、一ヶ月の間に読んだ本の冊数
との関係性

		一か月の間に読んだ本の冊数 (%)								
		0冊	1冊	2冊	3冊	4～6冊	7～9冊	10～20冊	21冊以上	無回答
読み聞かせ をしていた 時期	全体(2322人)	11.4	14.6	15.6	11.5	17.4	9.9	10.9	8.3	0.5
	していない(73人)	16.4	15.1	8.2	12.3	15.1	9.6	11	11	1.4
	1歳まで(24人)	16.7	16.6	12.5	12.5	4.6	12.5	16.4	8.3	-
	2歳まで(104人)	10.6	14.4	13.5	9.6	17.3	9.6	11.5	11.5	1.9
	3歳まで(313人)	10.2	16.9	19.5	13.4	17.6	9.9	8.3	4.2	-
	4歳まで(175人)	10.3	17.7	20	7.4	14.9	12	8	8.6	1.1
	5歳まで(315人)	12.4	12.7	19	10.2	18.7	10.8	8.6	7.6	-
	6歳まで(572人)	12.1	14.2	16.4	11.7	17.8	8.9	10.7	8	0.2
	小学校低学年まで(499人)	8.6	15.4	11	11.6	17.2	10.4	14.6	10.6	0.4
	小学校中学年まで(126人)	11.9	8.7	11.1	11.9	19.8	11.9	12.7	11.1	0.8
	小学校高学年まで(46人)	10.9	6.5	13	15.2	19.6	13	1.03	8.7	-

(出典:文部科学省 親と子の読書活動等に関する調査第 3章 4 保護者の支援が子ども
の読書活動へ及ぼす影響 (2) 1か月に読んだ本の数 (児童・生徒調査:問
6) より)

読書が与える影響について、全国図書館協議会が、全国の小・中・高の児童生徒へ「読書が学業に役立ったか」というアンケートを行いました。約半数の生徒が「国語の勉強に役立った」、「国語以外の勉強に役立った」という回答であり、また全年代の80%以上が「今まで知らないことが分かった」という回答をしており、読書は知識の醸成に影響があることがわかります。

読書をする事によってどのような影響がありましたか



(出典：文部科学省 平成 23 年度「生涯学習施策に関する調査研究」 読書
環境・読書活動に関する諸外国の実態調査 第 57 回学校読書調査
より)

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年法律第百五十四号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(出典：総務省 子ども読書推進に関する法律 より)

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサ

ービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機

関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 3 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 4 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に

公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 3 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電

子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の 2 に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は

都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。)に努めるものとする。

- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること

- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める設・

設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- 2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係

者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

(出典：総務省 子どもの読書推進に関する法律 より)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを見学又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、見学又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を見学又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、見学又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、見学又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館（国立学校の学校図書館を除く。）の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とを合計した数）が十一以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日（平成九年六月十一日）から施行する。

(出典：総務省 子どもの読書推進に関する法律 より)

アンケート調査結果まとめ

幼・保育所等の年長者の保護者・回答者237人

問1. お子さんは自分から本(絵本含む)を読んでほしいといえますか？

よく言う	時々言う	あまり言わない
79	129	29

問2. お子さんは自分で本(絵本含む)を見ることがありますか？

よく見る	ときどき見る	あまり見ない	見ない	無回答
100	114	19	3	1

問3. あなたは子どもが本を読むことは大切だと思いますか？

思う	思わない
237	0

問4. あなたの家庭ではお子さんに読み聞かせをしていますか？

5回以上/週	2～4回/週	1回/週	2～3回/月	しない	無回答
20	67	85	60	4	1

問5. 読み聞かせをするきっかけはなんでしたか？(複数回答可)

保育所・幼稚園からのすすめ	自分が本好き	育児書やメディアからの情報	ブックスタート	家族や知人のすすめ	読みきかせ会に参加して	その他
70	53	51	40	33	9	34

問6. お子さんに読んであげる本はどのように選んでいますか？(複数回答可)

図書館で見て	書店で見て	保育所・幼稚園からのすすめ	自分が好きだった本	読みきかせ会のすすめ	家族のすすめ	知人のすすめ	その他
90	74	72	65	44	17	16	3

問7. 読み聞かせはお子さんにどのような影響がありましたか？(複数回答可)

楽しみにし、 喜んだ	絵本を一人で読 むようになった	絵や文字に興味を 持った	本好きになった	読みきかせをせが むようになった	言葉数が増えた	表情が豊かに なった	落ち着いて きた
136	129	126	66	62	45	16	14

問8. あなたは子どもに本を読んであげる以外で、この1か月に本(マンガ・雑誌除く)を読みましたか？

0冊	1～2冊	3～4冊	5冊以上	無回答
114	84	27	10	2

問9. 問8で「0冊」を選んだ方へお聞きします。理由を教えてください

時間がない	読みたい本が無い	本が嫌い	その他	無回答
95	6	4	7	2

問10. あなたは益城町図書館を利用しますか？

利用する	利用しない
147	90

問 1 1. 問10で「利用する」を選んだ方へお聞きします。平均してどのくらい益城町図書館を利用しますか？

1回以上/週	2回以上/月	1回程度/月	1回以上/半年	1回程度/年	その他
3	39	56	37	7	5

問 1 2. 問10で「利用しない」を選んだ方へお聞きします。益城町図書館を利用しないのはなぜですか？

利用する時間がない	図書館が遠い	読書が嫌い	図書館の場所がわからない	読みたい本がない	その他
57	9	4	4	2	14

問 1 3. 震災による生活の変化についてお聞きします。震災前と現在で、住所は変わりましたか？

変わらない	仮設住宅に移った	みなし仮設に移った	親族宅に移った	その他
180	23	18	2	13

問 1 4. 問13で「仮設住宅に移った」を選んだ方へお聞きします。集会所に子供向けの本が置いてありますか？

ある	ない	わからない
10	4	9

問 1 5. 問14で「ない」「わからない」を選んだ方へお聞きします。集会所に子供向けの本があるといいと思いますか？

はい	いいえ	わからない
10	1	2

問 1 6. 震災前と現在と比較して、子どもが本を読む機会や時間に変化はありましたか？

変わらない	増えた	減った	わからない	無回答
142	15	44	21	14

問 1 7. 問16で「減った」を選んだ方へお聞きします。理由はなんですか

親が本を読んであげるゆとりがなくなった	子どもが本以外の物に関心が変わった	地震で本がなくなった	その他
19	15	7	3

問 18. 震災後、本を読んであげたことでお子さんに何か変化がありましたか

変わらない	喜んだ	落ち着いた	元気がなくなった	元気になった	読んでいないのでわからない	無回答
96	83	14	11	8	0	24

問 19. 子どもたちの「読書離れ」が進んでいるといわれますが、あなたはどうすれば子供たちがもっと本を読むようになると思いますか？(複数回答可)

子どもが小さい時から、親子で本を読む時間を作る	子どもが小さい時から、親が本の読み聞かせをする	テレビを見る時間やゲームをする時間を短くする	子どもが小さい時から、親子で図書館へ出かける	学校教育の中に「朝の読書」などの読書をする時間を増やす	家の近くに図書館などの、本を借りられる施設がある	保育所・幼稚園・学校の図書室や図書館などに、子どもが読みたい本をもっとたくさん置く	その他
140	122	94	84	66	60	44	5

益城町小学5年生・回答者339人

問1. あなたは、誰かに本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことがありますか？

たくさんあった	ときどきあった	なかった	覚えていない
153	153	7	26

問2. あなたは本を読むことが好きですか？

好き	どちらかと言えば好き	どちらとも言えない	どちらかと言えば嫌い	嫌い
136	98	69	26	10

問3. あなたは、どんな本をよく読みますか？

小説や物語	伝記や歴史	図鑑	絵本・童話	趣味やスポーツの本	その他
199	93	31	56	90	48

問4. あなたは、読みたい本をどのようにして手に入れますか？

学校図書室・学級文庫で借りる	町の図書館で借りる	友達から借りる	本屋で買う(買ってもらう)	その他	無回答
90	61	14	167	6	1

問5. あなたは、マンガ・雑誌以外で、この一か月の間に本を何冊ぐらい読みたか？

0冊	1～2冊	3～4冊	5冊以上
44	116	87	92

問6. あなたの家族(だれでもいいです)は本を読みますか？

よく読んでいる	ときどき読んでいる	たまに読んでいる	ほとんど読まない	無回答
95	90	82	64	8

問7. あなたは、どこで本をよく読みますか？

自分の家	学校	町の図書館	公民館など地域の施設	その他	無回答
205	120	9	3	0	2

問 8. 本を読んでいて良かったことはなんですか？

読んでおもしろかった	知らないことがわかった	考える力がついた	言葉の使い方がわかった	特に何も思わない	その他	無回答
176	89	33	17	16	7	1

問 9. あなたには心に残っている本やもう一度読んでみたい本がありますか？

ある	ない	無回答
199	138	2

問 10. あなたは、休み時間に学校の図書室を利用しますか？

よく利用する	ときどき利用する	殆ど利用しない	無回答
18	171	149	1

問 1 1. 問10で「よく利用する」「ときどき利用する」と選んだ人は、どんなことで利用していますか？(複数回答可)

読みたい本を探す、読む	調べたいことがあるとき	友人と過ごす	時間つぶし	その他
131	53	38	43	7

問 1 2. あなたはどんな図書室がいいと思いますか？(複数回答可)

おもしろい本を 教えてくれる	いつでも本の 事を、教えてく れる人がいる	自分の読みた い本がおいてあ る	調べものや、 勉強に役立つ 本が置いてあ る	おはなし会 が行われて いる	楽しい行事 が行われて いる	学校が休み でも、図書室 が開いている	本を読んだり、調 べたりする机や 椅子がたくさんあ る	その他
98	28	213	81	4	50	61	50	14

問 1 3. あなたは、益城町図書館が発行している「読 ing」を知っていますか？

はい	いいえ	無回答
74	262	3

問14. 問13で「はい」を選んだ人にお聞きします。本を選ぶのに、役に立ちたか？

はい	いいえ	わからない	無回答
38	6	23	7

問15. あなたは、益城町図書館を利用したことがありますか？

はい	いいえ
307	32

問16. 問15で「はい」を選んだ人にお聞きします。平均してどのくらい益城町図書館を利用しますか？

週1回以上	月2回以上	月に1回くらい	半年に1回以上	年に1回以下	無回答
16	63	56	97	73	2

問17. 問15で「はい」を選んだ人にお聞きします。あなたは益城町図書館に誰と行くものか？

家族	友人と	ひとりで	その他	無回答
194	34	10	4	65

問18. 問17で「いいえ」を選んだ人にお聞きします。益城町図書館を利用しないのは、なぜですか？

時間がない	図書館が遠い	読書嫌い	場所がわからない	読みたい本がない	その他	無回答
10	9	3	2	1	6	1

問19. あなたは、益城町図書館がどんな図書館になって欲しいですか？（複数回答可）

自分の読みたい本がいつでも置いてある	おもしろい本を紹介してくれる	いつも静かで、本を読んだり調べ物ができる	図書に関するイベントやおはなし会、映画界などの行事を行っている	調べ物や勉強に役立つ本がいつでも置いてある	本を読んだり、調べたりする机や椅子がたくさんある	その他
197	101	98	79	75	50	9

問20. 地震後のくらしについてお聞きします。あなたは、地震後に住んでいる場所が変わりたか？

変わらない	仮設住宅に移った	アパート・借家に移った	親戚の家に移った	その他	無回答
198	27	28	7	7	72

問 2 1. 問20で「変わらない」以外を選んだ人にお聞きします。あなたのくらししている家にはマンガ・雑誌以外の子どもが読む本がありますか？

ある	ない
49	20

問 2 2. 地震後、本を読むことに変化はありましたか？

変わらない	良く読むようになった	前と比べて読まなくなった	わからない	無回答
159	71	66	37	6

問 2 3. あなたは、どうすればみんながもっと本を読むようになると思いますか？

学校で読書の時間をもっと増やす	家族みんなで読書の時間を増やす	テレビやゲームの時間を減らす	身の回りにいつも本があるようにする	その他	無回答
169	30	44	75	16	5

益城町中学2年生・回答者281人

問1. あなたは、誰かに本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことがありますか？

たくさんあった	ときどきあった	なかった	覚えていない
111	141	1	28

問2. あなたは本を読むことが好きですか？

好き	どちらかと言えば好き	どちらとも言えない	どちらか言えば嫌い	嫌い
98	83	68	23	9

問3. あなたは、どんな本をよく読みますか？(複数回答可)

小説や物語	伝記や歴史	図鑑	絵本・童話	趣味やスポーツの本	その他
217	34	22	25	114	6

問4. あなたは、読みたい本をどのようにして手に入れますか？

学校図書室・学級文庫で借りる	町の図書館で借りる	友達から借りる	本屋で買う(買ってもらう)	その他
16	19	4	241	1

問5. あなたは、マンガ・雑誌以外で、この一か月の間に本を何冊ぐらい読みましたか？

0冊	1～2冊	3～4冊	5冊以上
78	150	28	25

問6. あなたの家族(だれでもいいです)は本を読みますか？

よく読んでいる	ときどき読んでいる	たまに読んでいる	ほとんど読まない	無回答
66	73	66	74	2

問7. あなたは、どこで本をよく読みますか？

自分の家	学校	町の図書館	公民館など地域の施設	その他	無回答
152	119	8	0	1	1

問 8. 本を読んでいて良かったことはなんですか？

読んでおもしろかった	知らないことがわかった	考える力がついた	言葉の使い方がわかった	特に何も思わない	その他
167	44	22	18	28	2

問 9. あなたには心に残っている本やもう一度読んでみたい本がありますか？

ある	ない	無回答
151	129	1

問 10. あなたは、休み時間に学校の図書室を利用しますか？

よく利用する	ときどき利用する	殆ど利用しない
10	51	220

問 1 1. 問10で「よく利用する」「ときどき利用する」と選んだ人は、どんなことで利用していますか？(複数回答可)

読みたい本を探す、読む	調べたいことがあるとき	友人と過ごす	時間つぶし	その他
38	8	29	16	6

問 1 2. あなたはどんな図書室がいいと思いますか？(複数回答可)

おもしろい本を 教えてくれる	いつでも本の 事を、教えてく れる人がいる	自分の読みた い本がおいてあ る	調べものや、 勉強に役立つ 本が置いてあ る	おはなし会 が行われて いる	楽しい行事 が行われて いる	学校が休み でも、図書室 が開いている	本を読んだり、調 べたりする机や 椅子がたくさんあ る	その他
93	3	209	57	3	37	39	39	7

問 1 3. あなたは、益城町図書館が発行している「Kogyan to dogyan」を知っていますか？

はい	いいえ
17	264

問14. 問13で「はい」を選んだ人にお聞きします。本を選ぶのに、役に立ちたか？

はい	いいえ	わからない	無回答
5	1	9	2

問15. あなたは、益城町図書館を利用したことがありますか？

はい	いいえ
246	35

問16. 問15で「はい」を選んだ人にお聞きします。平均してどのくらい益城町図書館を利用しますか？

週1回以上	月2回以上	月に1回くらい	半年に1回以上	年に1回以下
6	21	23	90	106

問17. 問15で「はい」を選んだ人にお聞きします。あなたは益城町図書館に誰と行くものか？

家族	友人と	ひとりで	その他	無回答
19	93	57	1	76

問 18. 問17で「いいえ」を選んだ人にお聞きします。益城町図書館を利用しないのは、なぜですか？

時間がない	図書館が遠い	読書が嫌い	場所がわからない	読みたい本がない	その他	無回答
3	3	19	3	3	0	4

問 19. あなたは、益城町図書館がどんな図書館になって欲しいですか？（複数回答可）

自分の読みたい本がいつでも置いてある	おもしろい本を紹介してくれる	いつも静かで、本を読んだり調べ物ができる	図書に関するイベントやおはなし会、映画界などの行事を行っている	調べ物や勉強に役立つ本がいつでも置いてある	本を読んだり、調べたりする机や椅子がたくさんある	その他
201	74	54	42	63	58	6

問 20. 地震後のくらしについてお聞きします。あなたは、地震後に住んでいる場所が変わりたか？

変わらない	仮設住宅に移った	アパート・借家に移った	親戚の家に移った	その他	無回答
222	25	23	2	5	4

問 2 1. 問20で「変わらない」以外を選んだ人にお聞きします。あなたのくらしている家にはマンガ・雑誌以外の子どもが読む本がありますか？

ある	ない	無回答
30	24	5

問 2 2. 地震後、本を読むことに変化はありましたか？

変わらない	良く読むようになった	前と比べて読まなくなった	わからない	無回答
177	26	45	29	4

問 2 3. あなたは、どうすればみんながもっと本を読むようになると思いますか？

学校で読書の時間をもっと増やす	家族みんなで読書の時間を増やす	テレビやゲームの時間を減らす	身の回りにいつも本があるようにする	その他	無回答
182	12	23	49	11	4

益城町立小中学校の教職員・131人

問1. あなたのクラスでは、読書の時間(朝読書の時間等)がありますか

ある	無い	無回答
113	14	2

問2. 読書の時間によって、子どもたちはどのように変わりましたか？

以前より本を読むようになった	本が好きになった	生活が落ち着いてきた	友達関係が円滑になった	特に変わりはない	その他	無回答
45	33	24	0	22	1	4

問3. あなたのクラスに学級文庫はありますか？

ある	無い	無回答
110	10	9

問4. あなたは学級図書室を利用したことがありますか？

よく利用する	ときどき利用する	利用しない	無回答
32	75	20	2

問5. あなたは学校図書室をどんな時に利用しますか？(複数回答可)

教材研究	読書	その他	無回答
71	34	18	20

問6. あなたが学校図書室を利用するとき困ること、気がついたことはどんなことですか？(複数回答可)

読ませたい本が無い	探している本が無い	困ることは特にない	その他	無回答
12	40	46	14	20

問7. あなたは益城町図書館から発行されている情報誌「読 ing」(小学校)、「kogyan to dogyan」(中学校)を知っていますか

知っている	知らない	無回答
76	52	1

問 8. 小学校の先生にお聞きします。現在、図書館からの配本事業を1学期に1回実施していますが、回数・内容についてお答えください

現状通り1回／1学期で良い	以前のように1回／月がよい	1回／2カ月	1回／半年	不要	無回答
40	16	10	0	2	4

問 9. 配本の内容について

現状のままでよい	全体冊数を増やしてほしい	全体冊数を減らしてほしい	学習・研究書を増やしてほしい	その他	無回答
46	11	0	4	0	11

問 10. 中学校の先生にお聞きします。現在、中学校において図書館の配本事業が必要と考えますか

必要である	必要とは思わない	その他
36	17	5

問 11. 問 9 で 1 を選ばれた方にお聞きします。配本の頻度はどれくらいが適当と考えますか

1回／1学期	1回／月	1回／2カ月	1回／半年
20	6	3	7

問 1 2. 1 回の配本冊数はどれくらいが適当と考えますか

50冊	100冊	150冊	200冊	無回答
19	13	2	1	1

